

大田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第19号

大田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年大田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。